

市民相談(1月分)

(予約は電話で)
12月29日(土)～平成31年1月3日(木)、祝日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階北エリア
市民相談室101・102
問 広報広聴課
TEL 06-6992-1537

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地

建物の賃借問題など
【弁護士】(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00～16:30
予 前日水曜日の13:00から
注 前日が休日の時は当日9:00から
【司法書士※予】(1人25分・先着14人)
第2・3・4火曜日13:00～15:55

登記相談・・・相続・売買・贈与などの登記、供託・測量・境界・分筆など
【司法書士・土地家屋調査士※予】(1人30分・先着各4人)

第2水曜日13:00～15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税など

【税理士※予】(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00～16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

【行政書士※予】(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00～16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

宅地建物取引士※予
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00～16:00

※予 相談日の1週間前13:00から電話予約。予約日が休日の時は翌開庁日の13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

行政相談委員 前日までに
第4火曜日10:00～12:00

保険料の納付は口座振替が便利
保険料の納付を、市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納め忘れの心配がなくなります。
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替手続きは市指定金融機関の窓口で申請してください。
一度手続きをすれば翌年度からも自動的に更新されるので便利です。
手続きに必要なもの
▽預金通帳(キャッシュカード)▽保険証▽印鑑(通帳届け出印)
市指定金融機関への申請が困難な人は、市役所窓口でも申請が可能です。
また、国民健康保険料については、便利な「ペイジー口座振替受付サービス」で登録できます。詳しくは市ホームページを参照ください。
問 保険収納課
TEL 06・6992・1537

還付金詐欺に注意
保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、コンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出そうとする詐欺に注意してください。
市では、還付金などの手続きで市民の皆さんに直接電話をかけたたり、ATMの操作をお願いすることは絶対ありません。
こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。
問 保険課
TEL 06・6992・1545

水道水の安心な使用方法
水道水は、安心して使用してもらうために塩素消毒をしていますが、長期間水を使用しないと消毒効果がなくなる場合があります。
また、鉛給水管を使用している場合は、通常の使用では問題ありませんが、滞留するとごくわずかながら鉛が溶け出すことがあります。
このような時は、朝一番の水など使い始めの水をバケツ1杯程度、飲み水や調理以外の用途に使用してください。
水道局では、道路舗装工事などに併せて、鉛給水管の取り替えを計画的に進めていますので、ご協力をお願いします。また、家庭の水道管に鉛給水管を使用しているかどうかは、水道局まで問い合わせください。
日頃から水道管の管理も併せてお願いします。
問 水道局配水課
TEL 06・6991・6773

進路選択支援相談員による相談
内 進路や奨学金のことなど
時 1月11日・18日・25日(金) 14:00～18:00
場 大日サービスコーナー (イオンモール大日内)
問 学校教育課
TEL 06-6995-3151

介護保険料 休日納付相談
時 1月27日(日) 9:00～13:00
場 問くすのき広域 連合守口支所 (高齢介護課内)
TEL 06-6992-2180

消費生活センターだより

マルチ商法：友人に誘われても契約は慎重に
【相談事例】
学生時代の友人から「いいサイドビジネスの話がある」と誘われ、ネットワークビジネスのセミナーに参加した。商品を購入し会員になり、友人や知人を勧誘して会員を増やせばマージンがもらえるというビジネスだった。友人の勧めもあり契約した。しかし冷静に考えれば、友人、知人を勧誘するなど私には無理だ。解約したい。
【解説】
商品やサービスを購入して会員になり、新たな加入者を見つけると利益が得られる仕組みを連鎖販売取引(マルチ商法)といいます。「ネットワークビジネス」や「MLM(マルチレベルマーケティング)」などと言われることもあります。

連鎖販売取引は、特定商取引法で広告や販売方法が厳しく規制されています。勧誘の際、事実と異なることを告げ誤認させることを禁止しており、「必ずもうかる」などの不実のことを伝えて勧誘した場合には、勧誘を行った者が違法性を問われる可能性があります。
なお、契約書面を受け取ってから、または商品などの到着日のどちらか遅い日から起算して、20日以内であれば無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度があります。20日を経過した場合でも①加入して1年未満 ②商品の引き渡し後90日以内 ③商品は再販売していない ④商品未使用などの要件を満たしている場合は解約料を払えば中途解約が可能な中途解約制度もあります。
連鎖販売取引は、誰でも簡単に利益を得られる取引ではありません。消費者金融などで借金をして支払うケースも見られますが、売れない商品の在庫

を大量に抱えることになり、借金だけが残る危険性があります。また何より、友人や知人を勧誘するケースが多く、関係を壊してしまつおそれもあります。勧誘されても、セールストークをうのみにせず、慎重に検討しましょう。友人、知人からの誘いは断りにくいのですが、断る勇氣も必要です。
問 消費生活センター相談専用電話
TEL 06・6998・3600
時 午前9時30分～午後4時30分 (平日のみ)
消費者ホットライン(土・日、祝日相談) 局番なしの188
時 午前10時～午後4時

持ち込みごみは予約制
予約で、スムーズな持ち込みを
クリーンセンターにごみを持ち込む場合は予約が必要です。
注 当日の受け付けはできません。必ず



国民健康保険・後期高齢者医療 平日夜間・休日窓口開庁
保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。
国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中来庁が難しい人は利用してください。
平日夜間 1月21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金) いずれも17:30～20:00
休日 1月27日(日) 9:00～13:00
注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。
備 法令に基づき差押処分をより一層強化していますので、早めに相談を。
場・問 保険課 TEL 06-6992-1545 場・問 保険収納課 TEL 06-6992-1537

2日前までに予約をしてください(例：月曜日に持ち込まれる場合は、前の週の木曜日までに予約が必要です)。
TEL 06・6991・5004